

公募型プロポーザルの公告

酒田コミュニケーションポート（仮称）基本計画・実施計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 28 年 4 月 20 日

酒田市長 丸 山 至

1 業務概要

- (1) 業務名称 酒田コミュニケーションポート（仮称）基本計画・実施計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 酒田駅前地区の再開発事業に伴い、公共施設として導入する酒田コミュニケーションポート（仮称）の整備にあたっての基本計画及び実施計画の策定を目的とする。  
詳細については、酒田コミュニケーションポート（仮称）基本計画・実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び酒田コミュニケーションポート（仮称）基本計画・実施計画策定支援業務委託仕様書等を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで
- (4) 履行場所 酒田市役所及び本市が指定する場所
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者に該当しないこと。
- (2) 酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 17 年告示第 22 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれかの条件を満たすこと。
- ①酒田市契約規則（平成 17 年規則第 58 号）第 27 条第 3 項に規定する指名競争入札参加者登録簿（平成 27 年・28 年度）に役務（業種区分）の業種 No.115（調査・研究、コンサルティング）で登録されていること。
- ②指名競争入札参加者登録簿（平成 27 年・28 年度）に未登録の方は、参加表明書の提出時まで、上記①の条件を満たす資格について、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

- (4) 共同企業体として応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(3)までの要件を満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ①共同企業体としての名称を付し、代表となる法人等を選定すること。
  - ②当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員又は単独で応募していないこと。
- (5) 分担業務分野に関して業務補助者（協力事業所等）を置く場合は、当該業務補助者の全てが(1)から(3)までの要件を満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ①複数の提案者の業務補助者になっていないこと。
  - ②本業務の全部を受託し、又は請け負うことがないこと。
- (6) 過去 10 箇年において、図書館（延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）の新築に係る本業務の内容と同種又は類似の実績を有すること。

### 3 提案参加について

本業務の企画提案に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

なお、内容を確認した後、平成 28 年 5 月 20 日（金）までにその結果を通知する。

- (1) 提出書類
- ①参加表明書 1 部
  - ②図書館の新築に係る実績 1 部
  - ③共同企業体結成届出書 1 部（共同企業体である場合）
  - ④業務補助者届出書 1 部（業務補助者を置く場合）
- (2) 提出期限 平成 28 年 5 月 16 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (3) 担当課 酒田市企画振興部都市デザイン課  
〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号  
電話：0234-26-6274 FAX：0234-26-6482  
電子メール：toshi-design@city.sakata.lg.jp
- (4) 提出方法 郵送（書留）又は持参

### 4 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ①企画提案書 7 部
  - ②経費見積書 1 部
- (2) 提出期限 平成 28 年 5 月 31 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送（書留）又は持参

### 5 参加辞退

企画提案への参加を辞退する場合には、平成 28 年 5 月 27 日（金）まで任意様式による書面にて辞退届を提出すること。その際、本市が交付する企画提案参加資格確認通知書の写しを添付すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、以後、辞退による不利益な扱いはしないものとする。

## 6 審査方法

市が設置する酒田コミュニケーションポート（仮称）基本計画・実施計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及びヒアリングを基に総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者の選定を行う。

### (1) ヒアリングの実施

審査委員会において、提案参加者からの企画提案内容のプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行う。

①日 時 平成 28 年 6 月 6 日（月） 予定

②場 所 酒田市役所

③所要時間 30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

## 7 契約方法

最優秀提案事業者と、詳細仕様及び価格等の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する。

また、最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成 17 年規則第 58 号）その他の市の契約に関する規定に定めるところによる。

## 8 権利譲渡の禁止

受注者は、契約締結後に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、事前に書面により市の承諾を得たときはこの限りでない。

## 9 その他

本市は、契約締結後においても受託事業者に本企画提案における失格事項に該当することが判明した場合は、契約を解除するものとする。